

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	事務事業名 消費者行政活性化事業
-------------------	-------------------------

区分	番号	名称						
章	2	自然とともに暮らすまち						
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり						
施策	4	安全な消費生活の確保						
小分類	1	消費者対策の充実						
主要な施策	2	消費者相談機能の充実						
事務事業番号	002	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="background-color: #f28b82;">事務事業コード</td> <td>23412002</td> <td style="background-color: #f28b82;">事業開始年度</td> <td>平成 2 1 年度</td> <td style="background-color: #f28b82;">事業終了年度</td> <td>平成 2 3 年度</td> </tr> </table>	事務事業コード	23412002	事業開始年度	平成 2 1 年度	事業終了年度	平成 2 3 年度
事務事業コード	23412002	事業開始年度	平成 2 1 年度	事業終了年度	平成 2 3 年度			

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	消費者行政活性化事業
------	------	------------	------------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービス G
-----	-------	-------	----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 消費者問題が深刻な社会問題となる中、地方自治体にも消費者行政の強化を図ることが求められていることを踏まえ、相談体制の機能強化と住民への積極的な啓発活動を実施することにより、消費者被害を未然に防止し、地域住民の消費生活に関する安心を確保する。
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> 平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの 3 カ年事業として実施。 消費生活相談室の改修をはじめ、専門図書を購入や相談員及び担当職員のスキルアップを図るための研修会参加を支援することにより、相談体制の機能強化を図り、消費生活センター（相談窓口）の周知及び消費者被害防止のための啓発活動等を実施する。
成果	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 消費者被害を未然防止するとともに、被害者救済のための相談体制強化及び市民が気軽に相談できる環境を整備することにより、地域住民の消費生活に関する安心を確保する。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> 消費者安全法、北海道消費者行政活性化事業補助金交付要綱

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	研修会への参加延べ日数	日	目標値	30	30			
			実績値	30				
	出前講座等での相談窓口周知回数	回	目標値	12	16			
			実績値	12				

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称 消費者行政活性化事業費補助金	千円	8,647	6,851				0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称 いきいき人とまち基金積立金繰入金	千円		124				0
	一般財源	名称	千円	1,005	26				0
合 計				9,652	7,001	0	0	0	0
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	533	548			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		533	548			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 消費者被害の防止と消費生活に関する相談を受けとめる体制を強化するための事業であることから実施することが妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 出前講座の回数を増やし、高齢者等に接する機会が多い団体に、消費生活に関する相談窓口を周知したことにより、団体関係者からの情報提供が増加し、被害の救済や未然に防止できた事例が増加しているため成果は上がっている
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 今後も、消費者をはじめ、市内各団体等に消費生活に関する出前講座を実施し、相談先の周知を図ることや、町内会回覧や啓発活動を通して、相談先の周知を図ることにより成果を上げることができる。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 3カ年で実施する事業であり、消費生活に関する相談窓口の強化を図るための事業であることからコストの削減は難しい。

担当グループによる評価

終 了	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	平成21年度から平成23年度の3カ年において、消費生活に関する相談窓口の強化や充実を図るための事業であり、平成23年度をもって終了する。
------------	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

終 了	備考
------------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）